

台風等荒天時における登下校への対応について

1. 警報発令時の対応

(1) 登校前

・午前6時に、自分の居住区域又は学校所在地(静岡市南部)区域で大雨警報・暴風警報の2つの警報が同時に発令されている場合(特別警報の場合は一つ)は自宅待機とする。また、雷などの状況により登校が不可能の場合は学校に連絡する。

但し、平日は11時迄に暴風警報が解除された場合には、安全に配慮して登校する。その際、遠隔地居住や交通障害のための登校が間に合わない場合は、学校に電話連絡をする。

(2) 登下校途中

・帰宅を奨励するが、危険と判断したときには学校に行く

(3) 登校後

・台風等が接近し、上記(1)の警報発令が予想される場合には、授業やクラブ活動を中止して帰宅となることもある

*配慮事項

・通学区域の特性により、登校が困難となる場合は、保護者の申請に基づき、欠席・遅刻の扱いとしない。

2. その他

(1) この対応の対象となるのは、「注意報」ではなく「警報」である。

(2) 「警報」は、テレビ、ラジオの気象情報や、インターネット等で確認する。

*学校所在地域は、「静岡市南部」となる。

(4) ① JR等の公共交通機関の運行停止についても、平日は11時まで運行再開となった場合は、安全に配慮して登校する。

② また、平日は11時になっても運行が再開されない場合は速やかに帰宅し自主学习を行う。但し、その際帰宅前もしくは帰宅後すぐにその旨を学校へ連絡する。

*授業を行うか休校かの決定については、「絆ネット」で一斉配信する。

地震対応について

(1) 東海地震調査情報・東海地震予知情報（警戒宣言）が発令された場合

A 在校時

- ・対策本部の指示に従って、全生徒を HR 教室に集合させ、学級担任またはクラブ活動顧問が点呼を取り、災害時帰宅調査票に従って帰宅もしくは学校待機させる。その際、生徒一人一人の動向について記録する。

（ただし、自宅が津波・土砂崩れ等の危険地域に指定されている生徒については、学校に待機させる。）

B 登下校時

- ・自宅に近い場合は自宅に戻らせる。ただし、自宅が津波・土砂崩れ等の危険地域に指定されている生徒については、安全な場所に避難させる。
- ・学校に近い場合は、登校させ、HR 教室に集合させる。
- ・いずれの場合も、警察・消防・駅員等の指示に従わせる。
- ・登校した生徒については、対策本部の指示に従って、全生徒を HR 教室に集合させ、学級担任またはクラブ活動顧問が点呼を取り、災害時帰宅調査票に従って帰宅もしくは学校待機させる。その際、生徒一人一人の動向について記録する。

（ただし、自宅が津波・土砂崩れ等の危険地域に指定されている生徒については、学校に待機させる。）

C 在宅時

- ・自宅待機とする。ただし、警察・消防・自治体等の指示に従い、必要に応じて安全な場所へ避難させる。自宅が津波・土砂崩れ等の危険地域に指定されている生徒についても、安全な場所に避難させる。

D 校外活動時

- ・対策本部の指示を仰ぎ、原則、帰宅させる。ただし、警察・消防・自治体等の指示に従い、必要に応じて安全な場所へ避難させる。自宅が津波・土砂崩れ等の危険地域に指定されている生徒についても、安全な場所に避難させる。全生徒の動向を記録・把握する。

(2) 地震が発生した場合

A 在校時

- ・揺れ始めたら、机の下等に潜らせ、頭部を保護させる。グラウンドや体育館にいる場合は、できる限り中央に避難させる。

- ・揺れが収まったら、消火を確認し、電源を切り、ガスの元栓を閉め、ドアや窓を開ける。
- ・HR 教室以外にいる場合は、周囲の安全を確認させつつ、HR 教室に集合させる。
- ・ただし、火災発生時は、全生徒をグラウンドに避難させ、HR ごとに整列させる。
- ・対策本部の指示に従って、全生徒を HR 教室（火災時はグラウンド）に集合させ、学級担任またはクラブ活動顧問が点呼を取り、安否確認をし、災害時帰宅調査票に従って帰宅もしくは学校待機させる。その際、生徒一人一人の動向について記録する。

（ただし、自宅が津波・土砂崩れ等の危険地域に指定されている生徒については、学校に待機させる。）

B 登下校時

- ・自宅に近い場合は自宅に戻らせる。ただし、自宅が津波・土砂崩れ等の危険地域に指定されている生徒については、安全な場所に避難させる。
- ・学校に近い場合は、登校させ、HR 教室に集合させる。
- ・いずれの場合も、警察・消防・駅員等の指示に従わせる。
- ・登校した生徒については、対策本部の指示に従って、全生徒を HR 教室に集合させ、学級担任またはクラブ活動顧問が点呼を取り、災害時帰宅調査票に従って帰宅もしくは学校待機させる。その際、生徒一人一人の動向について記録する。

（ただし、自宅が津波・土砂崩れ等の危険地域に指定されている生徒については、学校に待機させる。）

C 在宅時

- ・自宅待機とする。ただし、警察・消防・自治体等の指示に従い、必要に応じて安全な場所へ避難させる。自宅が津波・土砂崩れ等の危険地域に指定されている生徒についても、安全な場所に避難させる。

D 校外活動時

- ・直ちに安全確保に努め、揺れが収まったら、安全な場所へ避難させる。対策本部の指示を仰ぎ、原則、帰宅させる。ただし、警察・消防・自治体等の指示に従い、必要に応じて安全な場所へ避難させる。自宅が津波・土砂崩れ等の危険地域に指定されている生徒についても、安全な場所に避難させる。全生徒の動向を記録・把握する。

平成29年4月1日

地震等災害発生時生徒行動基準

常葉大学附属橘中高等学校
総務課

- 1 学校（教職員）の指示に従う。
- 2 教室待機する。
- 3 火災発生時はクラスごとグラウンドへ避難する。
- 4 登下校中は、安全な場所へ避難し、警察・消防・駅員等の指示に従う。
- 5 津波・土砂災害・洪水等の恐れのある危険な場所から速やかに遠ざかる。
- 6 在宅時は自宅待機し、地域・警察・消防等の指示に従う。
- 7 SNS 等による流言にくれぐれも惑わされない。